

令和7年 第13回 福岡市選挙管理委員会

7月2日（水） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第9号 直接請求に必要な選挙人の数について

議案第10号 個人演説会等の施設の指定の取消しについて

議案第11号 個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が
納付すべき費用の額の承認について

2 報告事項

① 選挙人名簿登録者数について

② 在外選挙人名簿登録者数について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

・令和7年7月25日（金） 午前10時30分

・令和7年8月5日（火） 午前10時30分

・令和7年8月20日（水） 午前10時30分

議案第9号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を、令和7年7月2日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め、告示するもの。

令和7年7月2日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
26,608 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
221,728 人
- 3 地方自治法第76条、第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
266,296 人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
東 区 89,017 人
博多区 69,292 人
中央区 57,366 人
南 区 73,759 人
城南区 35,570 人
早良区 61,063 人
西 区 57,389 人

（理由）

地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参考)

1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条
議会の解散請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
- (4) 地方自治法第80条
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条
長の解職請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
- (6) 地方自治法第86条
 - ① 副市長、市選挙管理委員、監査委員の解職請求
(80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
 - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
 - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
 - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
教育長、教育委員の解職請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)

2 計算式

1について

$$\text{全 市} \quad 1,330,364 \times 1/50 = 26,607.28 \rightarrow 26,608$$

2について

$$\text{全 市} \quad 1,330,364 \times 1/6 = 221,727.33 \rightarrow 221,728$$

3について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,330,364 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 266,295.50 \rightarrow 266,296 \end{aligned}$$

4について

$$\text{東 区} \quad 267,050 \times 1/3 = 89,016.66 \rightarrow 89,017$$

$$\text{博多区} \quad 207,876 \times 1/3 = 69,292$$

$$\text{中央区} \quad 172,098 \times 1/3 = 57,366$$

$$\text{南 区} \quad 221,277 \times 1/3 = 73,759$$

$$\text{城南区} \quad 106,709 \times 1/3 = 35,569.66 \rightarrow 35,570$$

$$\text{早良区} \quad 183,189 \times 1/3 = 61,063$$

$$\text{西 区} \quad 172,165 \times 1/3 = 57,388.33 \rightarrow 57,389$$

※ 端数は切り上げる。

議案第10号

個人演説会等の施設の指定の取消しについて

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる次の施設について、施設の指定を取り消す。

令和7年7月2日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

指定を取り消す施設

施設名	所在地	管理者名
名柄市営住宅集会所	福岡市西区姪の浜2丁目 21番	福岡市長 (住宅都市みどり局住宅管理課)

(理由)

公職選挙法第161条第1項第3号の規定により指定した施設が廃止されたことによる。

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第百六十一条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。)を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

一 学校及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)

二 地方公共団体の管理に属する公会堂

三 前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

議案第11号

個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認について

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の管理者から申請があった当該施設の設備の程度及び当該施設の使用のために公職の候補者等が納付すべき費用の額については、申請のとおり承諾し、及び承認する。

令和7年7月2日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

申請内容

別紙のとおり

(理由)

公職選挙法第161条第1項第2号に該当する個人演説会等の施設の管理者から、公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条の規定により、当該施設において個人演説会等を開催するために必要な設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認を求められたことにより、それぞれ承諾及び承認を行う。

令和 7 年 6 月 26 日

福岡市選挙管理委員会
委員長 稲員 大三郎 様

福岡市長 高島 宗一郎
(経済観光文化局文化まつり振興部文化施設課)

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等の承認申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等に関し、次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

区分	施設の名称 (所在地)	種 別	納付すべき費用額		施設の設備の程度その他							
			平 日	土日祝	面積 m ²	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
変更前	福岡市民ホール	大ホール	別表のとおり		2,435	2,012	有	有	固定式いす	有	有	有
		中ホール			1,315	815	有	有	固定式いす	有	有	有
		小ホール			178	150	有	有	板張	有	有	有
変更後	福岡市民ホール	大ホール	福岡市民ホールの 利用料金に関する 公告（令和6年福 岡市公告第30号） 1 ホールの表に 掲げる額（附属設 備を使用する場 合は、福岡市民ホ ールの利用料金に 関する公告（令和6 年福岡市公告第30 号）5 附属設備 の表に掲げる額を 加えた額）		2,435	2,012	有	有	固定式いす	有	有	有
		中ホール			1,315	815	有	有	固定式いす	有	有	有
		小ホール			178	150	有	有	板張	有	有	有

別表

区分			基本料金						超過料金			
			9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	12時から 13時まで	17時から 18時まで	22時から翌 日の9時ま で(1時間 までごと に)	
大ホール	一般利用	公演・本番等	平日	22,000	88,000	110,000	110,000	198,000	220,000	22,000	27,500	—
		公演・本番等	土日祝	26,400	105,600	132,000	132,000	237,600	264,000	26,400	33,000	—
	練習・準備	練習・準備	平日	15,400	61,600	77,000	77,000	138,600	154,000	15,400	19,250	28,870
		練習・準備	土日祝	18,480	73,920	92,400	92,400	166,320	184,800	18,480	23,100	34,650
中ホール	一般利用	公演・本番等	平日	8,800	35,200	44,000	44,000	79,200	88,000	8,800	11,000	—
		公演・本番等	土日祝	10,560	42,240	52,800	52,800	95,040	105,600	10,560	13,200	—
	練習・準備	練習・準備	平日	6,160	24,640	30,800	30,800	55,440	61,600	6,160	7,700	11,550
		練習・準備	土日祝	7,390	29,560	36,960	36,950	66,520	73,910	7,390	9,240	13,860
小ホール	一般利用	平日	1,650	6,600	8,250	8,250	14,850	16,500	1,650	2,060	3,090	
		土日祝	1,980	7,920	9,900	9,900	17,820	19,800	1,980	2,470	3,710	

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第百六十一条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。)を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

- 一 学校及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)
 - 二 地方公共団体の管理に属する公会堂
 - 三 前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設
- 2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。
- 3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。
- 4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

○公職選挙法施行令

(個人演説会等の施設の設備)

第百十九条 (略)

- 2 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、…(略)…設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。
- 3 (略)

(個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用)

第百二十一条 …(略)…公職の候補者等が納付すべき費用の額は、個人演説会等の施設の管理者が市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめ公表しなければならない。

○福岡市民ホールの利用料金

1 ホール

(単位：円)

区分				基本料金						超過料金		
				9時か ら12時 まで	13時か ら17時 まで	18時か ら22時 まで	9時か ら17時 まで	13時か ら22時 まで	9時か ら22時 まで	12時か ら13時 まで	17時か ら18時 まで	22時か ら翌日 の9時 まで(1 時間ま でごと に)
大ホ ール	一般利 用	公演・ 本番等 祝	平日	22,000	88,000	110,000	110,000	198,000	220,000	22,000	27,500	—
			土日 祝	26,400	105,600	132,000	132,000	237,600	264,000	26,400	33,000	—
		練習・ 準備 祝	平日	15,400	61,600	77,000	77,000	138,600	154,000	15,400	19,250	28,870
			土日 祝	18,480	73,920	92,400	92,400	166,320	184,800	18,480	23,100	34,650
	興行利 用等	公演・ 本番等 祝	平日	56,800	227,200	284,000	284,000	511,200	568,000	56,800	71,000	—
			土日 祝	68,200	272,800	341,000	341,000	613,800	682,000	68,200	85,250	—
大ホ ール(1 階席以 外の客 席を利 用しな い場	一般利 用	公演・ 本番等 祝	平日	15,400	61,600	77,000	77,000	138,600	154,000	15,400	19,250	—
			土日 祝	18,480	73,920	92,400	92,400	166,320	184,800	18,480	23,100	—
		練習・ 準備 祝	平日	10,780	43,120	53,900	53,900	97,020	107,800	10,780	13,470	20,210
			土日 祝	12,930	51,740	64,680	64,670	116,420	129,350	12,930	16,170	24,250
	興行利 用	公演・ 本番等 祝	平日	39,760	159,040	198,800	198,800	357,840	397,600	39,760	49,700	—
			土日 祝	47,740	190,960	238,700	238,700	429,660	477,400	47,740	59,670	89,510

合)	用等	本番等	土 日	47,740	190,960	238,700	238,700	429,660	477,400	47,740	59,670	—		
		練習・準備	平日	27,830	111,320	139,160	139,150	250,480	278,310	27,830	34,790	52,180		
			土 日	33,410	133,670	167,090	167,080	300,760	334,170	33,410	41,770	62,650		
中ホール	一般利用	公演・本番等	平日	8,800	35,200	44,000	44,000	79,200	88,000	8,800	11,000	—		
		練習・準備	土 日	10,560	42,240	52,800	52,800	95,040	105,600	10,560	13,200	—		
			平日	6,160	24,640	30,800	30,800	55,440	61,600	6,160	7,700	11,550		
		練習・準備	土 日	7,390	29,560	36,960	36,950	66,520	73,910	7,390	9,240	13,860		
			公演・本番等	平日	22,720	90,880	113,600	113,600	204,480	227,200	22,720	28,400	—	
		興行利用等	練習・準備	土 日	27,280	109,120	136,400	136,400	245,520	272,800	27,280	34,100	—	
	平日			15,900	63,610	79,520	79,510	143,130	159,030	15,900	19,880	29,820		
	練習・準備		土 日	19,090	76,380	95,480	95,470	171,860	190,950	19,090	23,870	35,800		
			公演・本番等	平日	6,160	24,640	30,800	30,800	55,440	61,600	6,160	7,700	—	
	中ホール(1階席以外の客席を利用しない場合)		一般利用	練習・準備	土 日	7,390	29,560	36,960	36,960	66,520	73,910	7,390	9,240	—
					平日	4,310	17,240	21,560	21,560	38,800	43,110	4,310	5,390	8,080
		練習・準備		土 日	5,170	20,690	25,870	25,860	46,560	51,730	5,170	6,460	9,700	
公演・本番等				平日	15,900	63,610	79,520	79,520	143,130	159,030	15,900	19,880	—	
興行利用等		練習・準備		土 日	19,090	76,380	95,480	95,480	171,860	190,950	19,090	23,870	—	
				平日	11,130	44,520	55,660	55,650	100,190	111,310	11,130	13,910	20,870	
		練習・準備	土 日	13,360	53,460	66,830	66,820	120,300	133,650	13,360	16,700	25,060		
			公演・本番等	平日	6,160	24,640	30,800	30,800	55,440	61,600	6,160	7,700	—	

小ホール	一般利用	平日	1,650	6,600	8,250	8,250	14,850	16,500	1,650	2,060	3,090
		土日祝	1,980	7,920	9,900	9,900	17,820	19,800	1,980	2,470	3,710
	興行利用等	平日	3,300	13,200	16,500	16,500	29,700	33,000	3,300	4,120	6,180
		土日祝	3,960	15,840	19,800	19,800	35,640	39,600	3,960	4,950	7,420

備考

- 1 「興行利用等」とは、ホールの利用にあたり次の各号のいずれかに該当する場合の利用をいい、「一般利用」とはそれ以外の利用をいう。
 - (1) 入場料金を徴収する催物を行うとき。
 - (2) 営業の宣伝その他これに類する催物を行うとき。
 - (3) 営利行為を伴う催物を行うとき。
- 2 「練習・準備」とは大ホール又は中ホールの練習又は準備のための利用をいい、「公演・本番等」とはそれ以外の利用をいう。
- 3 「土日祝」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。
- 4 大ホール又は中ホールで物品販売を行う場合は、1日1平方メートルあたり5,500円(消費税相当額を含む。)を加算する。ただし、1平方メートルを超えるものであっても、60センチメートル×180センチメートル以下のテーブルを使用する場合は、1平方メートルとみなすものとする。
- 5 開館時間外のホールの利用料金は、各ホールの練習・準備に係る22時から翌日の9時までの超過料金の額とする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合の利用に係る利用料金の額は、「一般利用」の額とする。
 - (1) 第1項第1号のみに該当する場合で、入場料金の額(数種の入場料金を徴収する場合にあっては、その最も高い額。第3号において同じ。)が1人1回の入場について5,000円以下であるとき。
 - (2) 第1項第3号のみに該当する場合で、催物に関わる物品販売を2平方メートル以内の範囲でするとき。
 - (3) 第1項第1号及び第3号のいずれにも該当する場合(同項第2号に該当する場合を除く。)で、入場料金の額が1人1回の入場について5,000円以下であり、かつ、催物に関わる物品販売を2平方メートル以内の範囲でするとき。
- 7 大ホール又は中ホールの利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
 - (1) 福岡市が主催する行事に利用するとき。 5割相当額
 - (2) 福岡市が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき。 2割相当額

- (3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催する行事に利用するとき。 5割相当額
- (4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき。 2割相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 5割相当額
- 8 小ホールの利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
- (1) 福岡市が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 全額
- (2) 福岡市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき。 5割相当額
- (3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 全額
- (4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき。 5割相当額
- (5) 次に掲げるものが利用するとき。 5割相当額
- ア 利用する日の属する年度の末日において18歳以下の者
- イ 65歳以上の者
- ウ 18歳未満の者又は65歳以上の者を主たる構成員とする団体
- (6) 心身障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。)又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき。 全額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 5割相当額

5 附属設備

(単位：円)

種別	品名	単位	金額	備考
舞台設備	オーケストラピット	1基	5,500	セット料を含まず。
	音響反射板(大ホール)	1組	5,500	
	音響反射板(中ホール)	1組	4,400	
	電動吊りボタン	1本	800	
	スクリーン	1枚	2,200	
	大黒幕	1枚	2,200	
	舞台迫(大ホール)	1台	2,200	

	平台	1 枚	220	
	開き足	1 脚	110	
	箱足	1 個	60	
	所作台	1 式	8,800	
	花道用所作台	1 式	2,200	
	仮設花道	1 か所	8,800	セット料を含まず。
	仮設鳥屋	1 式	2,200	
	仮設舞台(小ホール)	1 式	8,800	
	松羽目	1 式	2,200	
	竹羽目	1 式	2,200	
	日舞囲い	1 式	3,300	
	高座用座布団	1 枚	110	
	長座布団	1 枚	110	
	緋毛氈	1 枚	330	
	バレエ用シート	1 式	4,400	
	紗幕	1 枚	3,300	
	地絣	1 枚	2,200	
	上敷ゴザ	1 枚	220	
	移動式姿見	1 台	220	
	演台	1 組	880	
	司会者台	1 台	660	
	舞台用長机	1 台	170	
	舞台用椅子	1 脚	80	
	金屏風	1 双	2,200	
	国旗・市旗	1 セット	440	
	プログラムスタンド	1 台	220	
照明設備	ボーダーライト	1 列	1,200	
	天井反響板ライト	1 式	3,300	
	スポットライト	1 台	660	

	ピンスポットライト 2 kW	1 台	3,300	
	ピンスポットライト(LED)	1 台	1,650	
	アッパーホリゾンライト	1 列	3,300	
	ロアーホリゾンライト	1 列	3,300	
	フットライト	1 台	660	
	スタンド	1 本	60	
	ミラーボール	1 台	660	
	効果用マシン	1 台	1,650	
	トーメンタルタワー	1 基	800	
	照明Aセット	1 式	16,500	スポットライト50台まで
	照明Bセット	1 式	26,400	スポットライト100台まで
	照明Cセット	1 式	35,200	スポットライト150台まで
	照明Dセット	1 式	44,000	スポットライト200台まで
音響・映像 設備	コンデンサーマイク	1 本	2,200	
	ダイナミックマイク	1 本	660	
	ワイヤレスマイク(大ホール、中ホール)	1 本	2,200	
	ワイヤレスマイク(小ホール)	1 本	1,100	
	ワイヤレスマイク(リハーサル室)	1 本	700	
	吊りマイク装置	1 台	1,100	
	スタンド	1 本	60	
	ダイレクトボックス	1 個	220	
	ステージモニタースピーカー(大ホール、中ホール)	1 対	1,650	

	ステージモニタースピーカー (小ホール)	1 対	1,100	
	移動型スピーカー(リハーサル室)	1 対	880	
	カセットデッキ	1 台	550	
	CDプレーヤー	1 台	880	
	CDレコーダー	1 台	880	
	デジタルオーディオレコーダー	1 台	880	
	DATレコーダー	1 台	880	
	MDデッキ	1 台	880	
	ラジカセ	1 台	550	
	移動用デジタルミキサー	1 台	3,300	
	映像プロジェクター	1 台	4,400	
	移動式プロジェクター	1 台	1,650	
	インカム	1 セット	880	
	音響基本セット(大ホール)	1 式	3,300	
	音響基本セット(中ホール)	1 式	2,200	
	音響基本セット(小ホール)	1 式	1,650	
	音響基本セット(リハーサル室)	1 式	2,000	
	簡易PAセット(練習室)	1 式	1,500	
楽器・音楽 備品	フルコンサートピアノA	1 台	11,000	調律料を含まず。
	フルコンサートピアノB	1 台	10,000	調律料を含まず。
	セミコンサートピアノ	1 台	6,600	調律料を含まず。
	アップライトピアノ	1 台	1,000	調律料を含まず。
	ピアノ椅子(背なし)	1 脚	110	
	ピアノ椅子(背付き)	1 脚	110	
	指揮者台	1 台	550	

	指揮者用譜面台	1台	330	
	演奏者用譜面台A	1台	110	
	演奏者用譜面台B	1台	50	
	譜面灯	1灯	110	
	コントラバス椅子	1脚	110	
	チェロ椅子	1脚	110	
	演奏者用椅子	1脚	110	
	電子ピアノ	1台	700	
	ドラムセット	1台	1,400	
	ギターアンプヘッド	1台	700	
	ギターアンプ	1台	700	
	一体型ギターアンプ	1台	700	
	ベースアンプ	1台	700	
	ベースアンプヘッド	1台	700	
	シンセサイザー	1台	700	
	シンセサイザー用アンプ	1台	700	
	メトロノーム	1台	160	
	オーケストラセットA	1式	8,800	
	オーケストラセットB	1式	5,500	
その他	移動式ダンスバースタンドセット	1式	3,500	
	会議用長机	1台	130	
	会議用椅子	1脚	60	
	演台(小)	1組	440	
	シャワー室	1室	800	1日につき
	洗濯設備	1台	2,400	1日につき
	コンセント	1kW	270	

備考

- 1 大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合で、当該利用が1ホールの表備考第1項に規定する「興行利用等」に該当するとき(同表備考第6項の「一般利用」の額と

するときを除く。)にあっては、附属設備の利用料金の額は、この表に定める額の5割増しとする。

- 2 大ホール、中ホール、小ホール又はエントランスホールを利用する場合において、この表及び前項に定める利用料金(シャワー室及び洗濯設備に係るものを除く。)は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までをそれぞれ1回とした利用料金とする。
- 3 大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合において、午前9時から午後5時まで及び午後1時から午後10時までの利用料金については、前項の1回とした利用料金の額の2倍とし、午前9時から午後10時までの利用料金については前項の1回とした利用料金の額の3倍とする。
- 4 前2項の区分による利用時間を超えて利用するときの利用料金は、1時間までごとにこの表及び第1項に定める利用料金の4割相当額とする。
- 5 リハーサル室・練習室を利用する場合において、この表に掲げる利用料金の額は、午前9時から午後零時30分まで、午後1時から午後3時30分まで、午後4時から午後6時30分まで及び午後7時から午後10時までをそれぞれ1回とした利用料金とする。
- 6 リハーサル室・練習室を利用する場合において、午前9時から午後3時30分まで、午後1時から午後6時30分まで及び午後4時から午後10時までの利用料金については、それぞれ前項の1回とした利用料金の額の2倍とし、午前9時から午後6時30分まで及び午後1時から午後10時までの利用料金については、それぞれ前項の1回とした利用料金の額の3倍とし、午前9時から午後10時までの利用料金については前項の1回とした利用料金の額の4倍とする。
- 7 前2項の区分による利用時間を超えて利用するときの利用料金の額は、30分までごとにこの表に定める利用料金の2割相当額とする。
- 8 小ホール、リハーサル室・練習室又はエントランスホールを利用する場合に使用する附属設備の利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
 - (1) 福岡市が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 全額
 - (2) 福岡市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき。 5割相当額
 - (3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 全額
 - (4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき。 5割相当額
 - (5) 次に掲げるものが利用するとき。 5割相当額
 - ア 利用する日の属する年度の末日において18歳以下の者
 - イ 65歳以上の者

- ウ 18歳未満の者又は65歳以上の者を主たる構成員とする団体
- (6) 心身障がい者又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき。 全額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 5割相当額

報告事項 1

令和7年7月2日現在 選挙人名簿登録者数について（選挙時）

（単位：人）

区分	6月2日現在 選挙人名簿登録者数 (a)	令和7年6月3日以降の抹消者数				抹消者の合計 (b)	移替える による 増加数 (c)	移替える による 減少数 (d)	6月3日 以降補正 登録者数 (e)	今回の 新規登 録者数 (f)	令和7年7月2日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)		前回登録 に対する 増減数 (g)-(a)	
		7月2日区委員会議決分									男	女		合計(g)
		死亡者	市外転出 後4箇月 経過者	在外登録 移転者										
東区	264,498	909	213	694	2	909	372	269	0	3,358	127,997	139,053	267,050	2,552
博多区	205,311	1,083	130	953	0	1,083	421	451	0	3,678	99,503	108,373	207,876	2,565
中央区	170,364	636	100	534	2	636	325	484	0	2,529	75,215	96,883	172,098	1,734
南区	219,600	740	184	554	2	740	364	308	0	2,361	101,439	119,838	221,277	1,677
城南区	105,849	300	98	201	1	300	197	223	0	1,186	49,767	56,942	106,709	860
早良区	181,876	495	148	347	0	495	297	267	0	1,778	84,617	98,572	183,189	1,313
西区	170,569	497	152	345	0	497	256	230	0	2,067	80,448	91,717	172,165	1,596
市合計	1,318,067	4,660	1,025	3,628	7	4,660	2,232	2,232	0	16,957	618,986	711,378	1,330,364	12,297

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

6月6日～7月2日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	130	4	2	1	135
博 多 区	98	5	0	1	102
中 央 区	151	1	2	0	154
南 区	155	7	2	0	164
城 南 区	76	1	1	0	78
早 良 区	123	3	0	0	126
西 区	82	6	0	0	88
福岡市計	815	27	7	2	847